

国立大学法人小樽商科大学の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成20年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国立大学法人小樽商科大学役員報酬規程において、期末特別手当の額については、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果等を参考にし、個々の役員の業績及び勤務実績に応じて、その額の100分の10の範囲内でこれを増額又は減額することができることとしている。

役員報酬基準の改定内容

法人の長	改定なし
理事	改定なし
理事(非常勤)	理事(非常勤)の手当について、業務内容及び勤務形態等を考慮して、日額から月額に改定した。(これまでの日額手当の支給実績を基に、日額の5日分を月額の手当額とした。)
監事	適用者なし
監事(非常勤)	監事(非常勤)の手当について、業務内容及び勤務形態等を考慮して、日額から月額に改定した。(これまでの日額立ての支給実績を基に、日額の4日分を月額の手当額とした。)

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成20年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 16,825	千円 11,928	千円 4,756	千円 24 (通勤手当) 117 (寒冷地手当)	4月1日		
A理事	千円 13,284	千円 9,408	千円 3,751	千円 125 (寒冷地手当)			
B理事	千円 13,510	千円 9,408	千円 3,751	千円 234 (通勤手当) 117 (寒冷地手当)	4月1日		
C理事 (非常勤)	千円 1,540	千円 1,540	千円	千円 ()			
A監事 (非常勤)	千円 1,204	千円 1,204	千円	千円 ()			
B監事 (非常勤)	千円 1,260	千円 1,260	千円	千円 ()			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「 」、独立行政法人等の退職者「 」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成20年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円 5,964	年 月 4 0	H20.3.31	1.0	「業績勘案率」の欄には、本学役員退職手当規程に基づき、退職手当の算定に当たって乗じることとしていた係数である業績換算率を記載したものであり、経営協議会において、文部科学省国立大学法人評価委員会が行った業績評価の結果を参考として審議された結果、業績換算率を1.0とすることが了承された。	
理事A	千円	年 月			該当者なし	
理事A (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	
監事A	千円	年 月			該当者なし	
監事A (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	

注1:「摘要」欄には、具体的な業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「 」、独立行政法人等の退職者「 」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*」、該当がない場合は空欄。

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項 人件費管理の基本方針

人員の適正な配置と業務の効率化・合理化を図り、運営費交付金を勘案し、適正な人件費の管理に努める。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

社会一般の情勢に適合したものとするために、人事院勧告に準拠し、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与に準じて決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定に当たっては、勤務評定の結果等を踏まえ、勤務の実態に即した職員の勤務成績を考慮している。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
基本給月額 (昇給)	5段階(A～E)の昇給区分を設け、年1回(1月1日)、前1年間における勤務成績に応じて昇給区分を決定し、当該昇給区分に基づき、上位の号俸に昇給させることができる。
基本給月額 (昇格・降格)	昇格:勤務成績が良好で、かつ、本学が定める昇格基準に達している場合には、上位の職務の級に決定することができる。 降格:勤務成績が不良な場合は、下位の職務の級に決定することができる。
勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日及び12月1日)以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて決定される成績区分の支給割合(成績率)に基づき支給する。

ウ 平成20年度における給与制度の主な改正点

管理職手当

- ・附属図書館長を理事(総務・財務担当副学長)をもって充てる職としたこと及び附属図書館事務長を学術情報課長に名称変更したことに伴い、管理職手当の支給対象となる職名について改正を行った。(平成20年4月1日改正)
- ・管理職手当の支給対象となる職名に学長特別補佐を加えた。
(平成20年6月1日改正)

勤務1時間当たりの給与額の算出(平成20年11月1日改正)

- ・超過勤務手当、休日給及び夜勤手当における勤務1時間当たりの給与額の算定の基礎となる寒冷地手当の取扱いに関して、世帯等の区分が「世帯主である職員」の区分である職員にあっては、「その他の世帯主である職員」の区分に係る手当額を算定基礎としていたものについて、実支給額を算定基礎とする改正を行った。

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

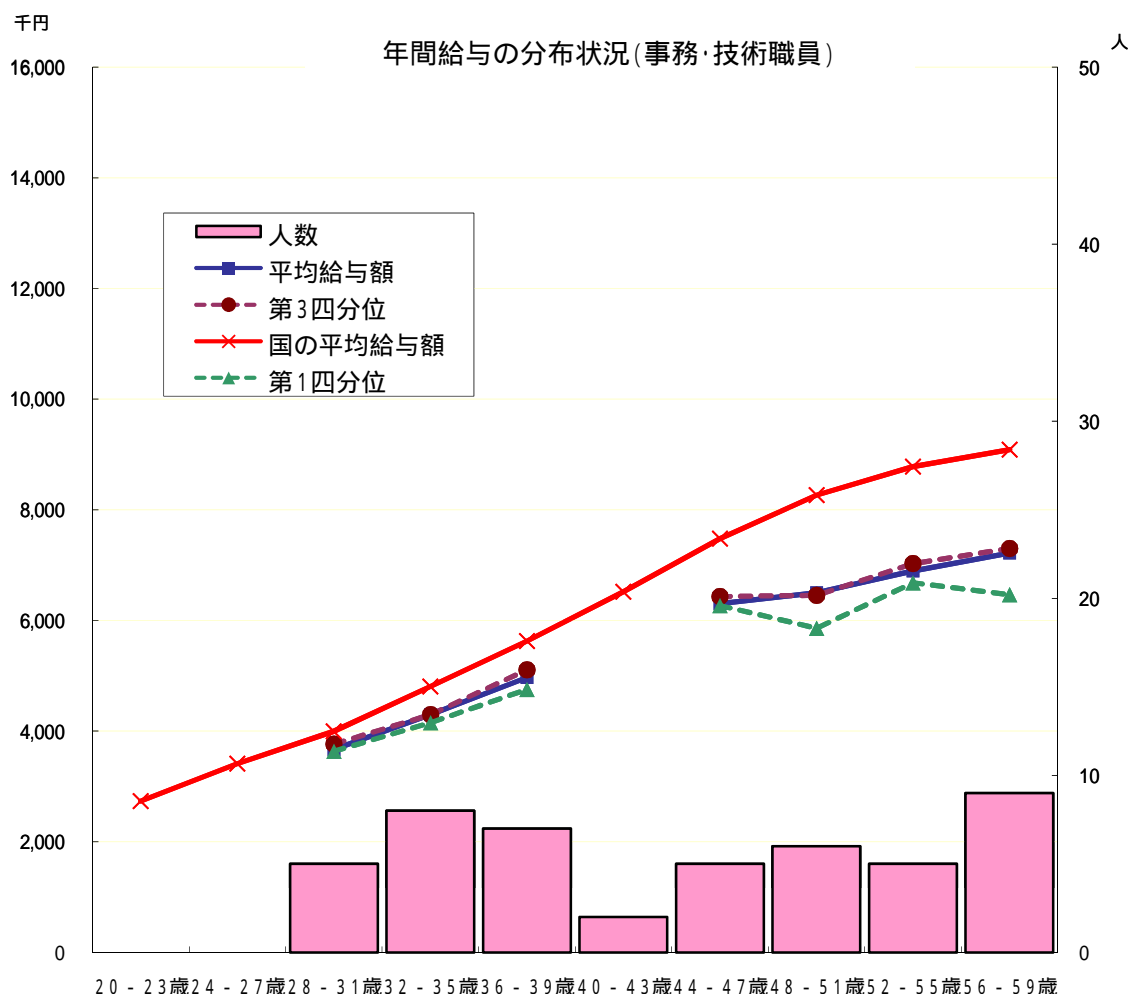
区分	人員	平均年齢	平成20年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	163	47.2	7,882	5,666	143	2,216
事務・技術	47	44.7	5,821	4,246	90	1,575
教育職種 (大学教員)	115	48.3	8,752	6,265	166	2,487
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
その他医療職種 (看護師)	1					
再任用職員	2					
事務・技術	1					
教育職種 (大学教員)	1					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
非常勤職員	5	43.5	5,130	3,822	338	1,308
事務・技術	2					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
学術研究員	3	41.8	5,688	4,221	351	1,467

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:在外職員及び任期付職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

注3:常勤職員のその他医療職種(看護師),再任用職員,非常勤職員の事務・技術については、
 該当者がそれぞれ2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、
 人数以外は記載していない。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))
 [在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、 まで同じ。]



注1: の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、 まで同じ。

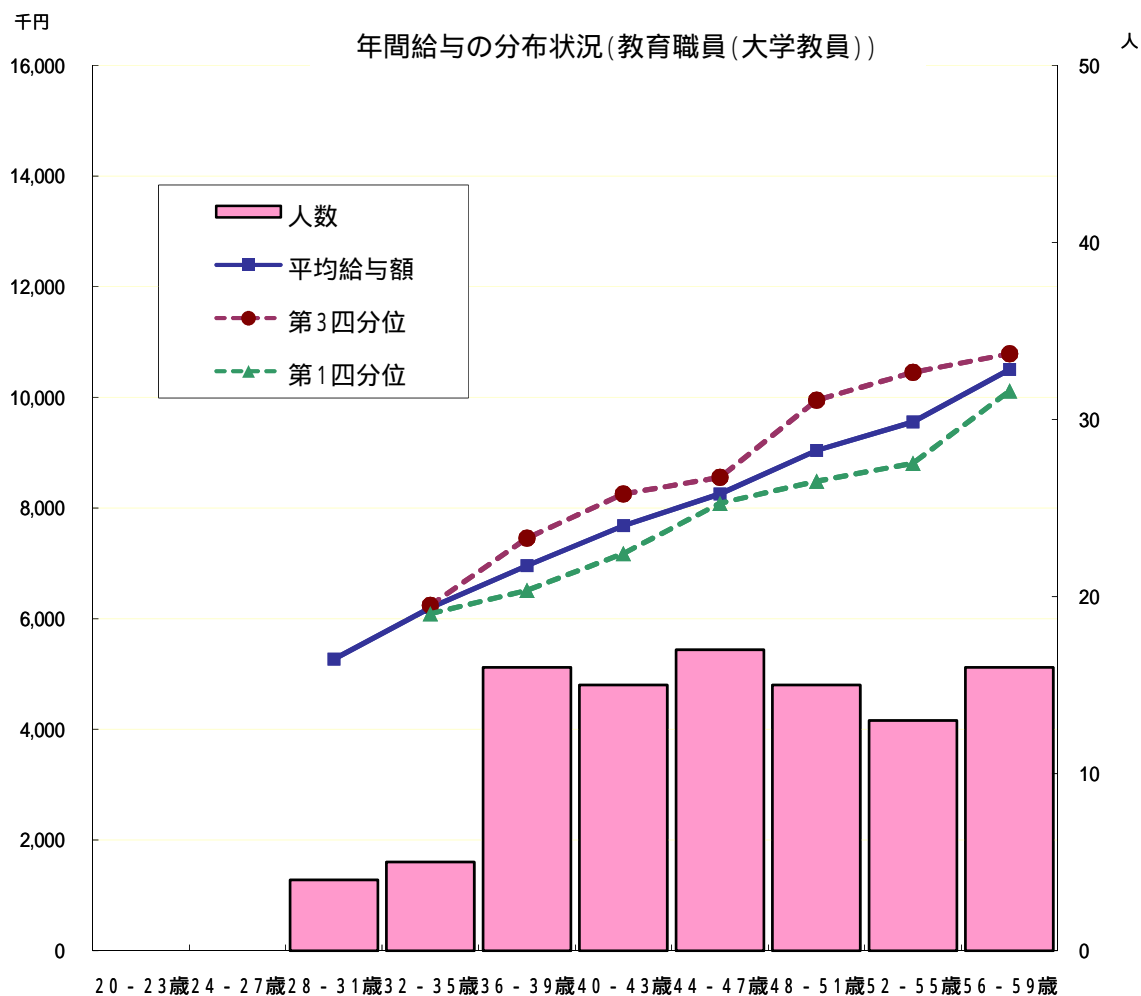
注2: 年齢40～43歳の該当者は、2人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	
			第1分位	第3分位
課長	3	56.2	-	-
課長代理	6	58.2	6,469	7,209
係長	25	45.9	5,105	6,454
主任	5	37.5	4,151	5,066
係員	8	31.0	3,635	4,200

注1: 「課長」には、課長相当職である「室長」を、「課長代理」には、課長代理相当職である「室長代理」を含む。

注2: 課長の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。



注:年齢28～31歳の該当者は、4人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
教授	68	53.5	8,809	9,709	10,380
准教授	38	40.2	6,878	7,202	7,810
助教	5	38.1	5,128	5,803	6,388
助手	3	51.8	-	6,644	-
教務職員	1	-	-	-	-

注1:助手の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

注2:教務職員の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額は表示していない。

職級別在職状況等(平成21年4月1日現在)(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	係員主任	主任係長	係長 課長代理	課長代理 課長
人員 (割合)	47	該当者なし ()%	10 (21.3%)	23 (48.9%)	7 (14.9%)	4 (8.5%)
年齢(最高 ~最低)		}	34 }	56 }	57 }	59 }
			28	33	48	59
所定内給 与年額(最高-最低)		千円 }	3,229 }	5,094 }	5,222 }	5,135 }
			2,385	2,999	4,442	4,516
年間給与 額(最高-最低)		千円 }	4,416 }	7,000 }	7,296 }	7,209 }
			3,246	4,151	6,219	6,469

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長	事務局長	事務局長	事務局長	事務局長
人員 (割合)		3 (6.4%)	該当者なし ()%	該当者なし ()%	該当者なし ()%	該当者なし ()%
年齢(最高 ~最低)		59 }	}	}	}	}
		51				
所定内給 与年額(最高-最低)		千円 6,558 }	千円 }	千円 }	千円 }	千円 }
		5,797				
年間給与 額(最高-最低)		千円 8,933 }	千円 }	千円 }	千円 }	千円 }
		8,031				

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助教 助手	講師	准教授	教授
人員 (割合)	115	1 (0.9%)	8 (7.0%)	2 (1.7%)	36 (31.3%)	68 (59.1%)
年齢(最高 ~最低)		}	61 }	}	52 }	62 }
			30		31	41
所定内給 与年額(最高-最低)		千円 }	5,045 }	千円 }	5,956 }	8,706 }
			3,542		3,916	5,585
年間給与 額(最高-最低)		千円 }	6,980 }	千円 }	8,486 }	12,360 }
			4,913		5,455	7,886

注: 1級及び3級における該当者は2人以下のため, 当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから, 「年齢(最高~最低)」以下の事項については記載していない。

賞与(平成20年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	66.6 %	68.3 %	67.5 %
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	33.4 %	31.7 %	32.5 %
	最高～最低	34.0～32.8	34.6～30.0	34.3～31.3
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.9 %	67.7 %	66.3 %
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.1 %	32.3 %	33.7 %
	最高～最低	40.4～31.6	37.3～28.8	38.8～30.4

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	64.8 %	68.3 %	66.6 %
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.2 %	31.7 %	33.4 %
	最高～最低	37.6～32.6	34.6～29.7	36.0～31.1
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.6 %	68.4 %	67.1 %
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.4 %	31.6 %	32.9 %
	最高～最低	40.4～32.5	37.3～29.6	38.1～31.0

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標
(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))
対他の国立大学法人等

83.3
96.7

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

95.7

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 83.3	
	参考	地域勘案 89.0
		学歴勘案 83.6
地域・学歴勘案 89.3		
給与水準の適切性の 検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 48.7% (国からの財政支出額 1,320百万円、支出予算の総額 2,711百万円：平成20年度予算)	
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成19年度決算)	

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 93.7

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成20年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

〔 なお、昨年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。 〕

総人件費について

区 分	当年度 (平成20年度)	前年度 (平成19年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平 成16年度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 1,588,898	千円 1,655,043	千円 (%) 66,145 (4.0)	千円 (%) 31,420 (1.9)
退職手当支給額 (B)	千円 131,437	千円 155,740	千円 (%) 24,303 (15.6)	千円 (%) 61,040 (31.7)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 117,622	千円 110,090	千円 (%) 7,532 (6.8)	千円 (%) 25,556 (27.8)
福利厚生費 (D)	千円 200,215	千円 208,346	千円 (%) 8,131 (3.9)	千円 (%) 4,394 (2.1)
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 2,038,172	千円 2,129,219	千円 (%) 91,047 (4.3)	千円 (%) 71,298 (3.4)

注1:「非常勤役職員給与等については、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

- ・「給与、報酬等支給総額」の対前年度比が4.0%減となった要因
 - ・前年度(平成19年度)末の定年等退職者の後任者が若い年齢層になったことに伴う給与支給額の減少及び事務職員及び教員の現員が減少したこと
 - ・小樽市を地域手当の非支給地域としたこと(平成19年度の支給割合は1%)
 - ・寒冷地手当の経過措置適用により支給額を引き下げたこと
- ・「最広義人件費」の対前年度比が4.3%減となった主な要因
 - ・上記)に記載した主な要因により、給与、報酬等支給総額が減少したこと
 - ・退職手当支給額が減少したこと
- 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の状況
 - ・中期目標において示した人件費削減の取組に関する事項
 - 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。
 - ・中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針、総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。
 - ・上記)及び)の進捗状況

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	1,756,272	1,622,989	1,655,043	1,588,898
人件費削減率 (%)		7.6	5.8	9.5
人件費削減率(補正值) (%)		7.6	6.5	10.2

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与と較差に基づく給与と改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年度の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額については、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

法人が必要と認める事項

特になし